

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：九重町

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.7%
全職員	73.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	107.4%
本庁課長補佐相当職	100.5%
本庁係長相当職	97.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.1%
31～35年	91.7%
26～30年	96.3%
21～25年	96.5%
16～20年	99.4%
11～15年	92.2%
6～10年	96.0%
1～5年	100.3%

【説明欄】

- ・差異の要因として、扶養手当・住居手当を世帯主となっている男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は約8割となっているなど、男性に多く支給されている手当があるため。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の差異の要因として、給与水準の高い専門職の会計年度任用職員について、男性の比率が高いことがある。
- ・「全職員」の差異の要因として、パートタイム会計年度任用職員の女性の比率が高いことがある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	18.8%

【説明欄】

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日時点の職員数を基に算出している。
- ・ 令和 7 年度の割合は 12.5%。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁課長相当職	13.3%
本庁課長補佐相当職	34.4%
本庁係長相当職	37.8%

【説明欄】

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日時点の職員数を基に算出している。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	85.7%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	16.6%	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	—	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	50.0%	—	—	—
1 月超え 3 月以下	16.6%	—	—	—
3 月超え 6 月以下	16.6%	—	—	—
6 月超え 9 月以下	—	—	—	—
9 月超え 12 月以下	—	100.0%	—	—
12 月超え 24 月以下	—	—	—	—
24 月超	—	—	—	—

【説明欄】

- ・第5期九重町特定事業主行動計画で「令和11年度までに男性職員の育児休業の取得率を85%以上とし、女性職員の取得率については100%を維持する。」を目標としている。
- ・取得対象者がいない場合は、該当区分欄を「－」としている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	5.7時間／月
内部部局等以外	4.5時間／月

【説明欄】

- ・内部部局等は本庁、内部部局等以外は本庁以外。